

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁防火安全室長

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に  
関する基準を定める省令の公布について

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）が平成16年11月26日に公布されました。

今般、制定された省令は、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成16年政令第325号。以下「改正政令」という。）による改正後の消防法施行令（以下「令」という。）第5条の7に基づき、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置場所、設置及び維持に関する基準等について定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。また各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、令第5条の6に規定する住宅用防災警報器等に関する技術上の規格を定める総務省令は、現在、WTOのTBT（貿易における技術上の障害）協定に定める通報手続を実施中であり、1月頃に公布される見込みであることを申し添えます。

記

第一 住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置すべき住宅の部分に関する事項

1 令第5条の7第1項第1号八の総務省令で定める住宅の部分は、次のとおりとすることとしたこと。（第4条関係）

(1) 令第5条の7第1項第1号イに定める住宅の部分が存する階（避難階から数えた階が2階以上である階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に、直上階から通ずる階段の下端。

これは、例えば、3階建て以上の住宅において、3階のみに就

寝の用に供する居室が存する場合は、2階から1階に通ずる階段の下端をいうものであること。

- (2) 令第5条の7第1項第1号イに定める住宅の部分が避難階のみに存する場合に、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階が二以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端。これは、例えば、3階建ての住宅において、避難階である1階のみに就寝の用に供する室が存し、かつ、3階にも居室がある場合に、3階から2階に通ずる階段の上端をいうものであること。
- (3) 床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階の廊下等。なお、7平方メートル以上の居室とは、通常四畳半以上の広さの部屋が該当するものであること。

2 令第5条の7第1項第1号の他の住宅との共用部分は、別表第一(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分とすることとしたこと。（第3条関係）

3 第5条の7第1項第3号の総務省令で定めるとき（住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置しないことができるとき）は、スプリンクラー設備（一定のものに限る。）又は自動火災報知設備を、消防法施行令に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときとすることとしたこと。

## 第二 住宅用防災警報器に関する基準に関する事項

住宅用防災警報器の設置及び維持に関する条例制定基準を以下のとおり定めたこと。（第7条関係）

- 1 住宅用防災警報器は、以下の位置に設けること。
  - (1) 壁等から0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
  - (2) 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
  - (3) 換気口等の空気吹出口から1.5メートル離れた位置
- 2 第一、1(3)の住宅の部分のうち廊下についてはイオン化式住宅用防災警報器又は光電式住宅用防災警報器を用いることとし、それ以外の部分については光電式住宅用防災警報器を用いること。
- 3 電池切れの警報又は表示があった場合は、適切に電池を交換すること。
- 4 交換期限が経過した場合等には、適切に交換すること。

## 第三 住宅用防災報知設備に関する基準に関する事項

住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する条例制定基準を以下の

とおり定めたこと。（第8条関係）

- 1 住宅用防災報知設備の感知器（以下単に「感知器」という。）は、第二、1に定める位置に設けること。
- 2 第一、1(3)の住宅の部分のうち廊下についてはイオン化式スポット型感知器又は光電式スポット型感知器を用いることとし、それ以外の部分については光電式スポット型感知器を用いること。
- 3 受信機は、操作に支障が生じない場所であり、かつ、住宅の内部にいる者に有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。
- 4 感知器を設置した階に受信機が設置されていない場合は、補助警報装置を当該階に設置すること。
- 5 感知器は、電池切れの警報又は表示があった場合は、適切に電池を交換すること。
- 6 信号を配線により送信し、又は受信するもの及び信号を無線により送信し、又は受信するものについて必要な措置を講じることとしたこと。
- 7 感知器の交換期限が経過した場合等には、適切に感知器を交換すること。
- 8 受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。

#### 第四 施行期日に関する事項

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成18年6月1日）から施行することとしたこと。（附則関係）

総務省令第百三十八号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の七の規定に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令を次のように定める。

平成十六年十一月二十六日

総務大臣 麻生 太郎

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令

（趣旨）

第一条 この省令は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第五条の七の規定に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅用防災警報器 令第五条の六第一号に規定する住宅用防災警報器をいう。
- 二 住宅用防災報知設備 令第五条の六第二号に規定する住宅用防災報知設備をいう。
- 三 イオン化式住宅用防災警報器 周囲の空気が一定の濃度以上の煙を含むに至ったときに火災が発生した旨の警報（以下「火災警報」という。）を発する住宅用防災警報器で、一局所の煙によるイオン電流の変化により作動するものをいう。

四 光電式住宅用防災警報器 周囲の空気が一定の濃度以上の煙を含むに至つたときに火災警報を発する住宅用防災警報器で、一局所の煙による光電素子の受光量の変化により作動するものをいう。

五 自動試験機能 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る機能が適正に維持されていることを、自動的に確認することができる装置による試験機能をいう。

六 補助警報装置 住宅の内部にいる者に対し、有効に火災警報を伝達するために、住宅用防災報知設備の受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号）第二条第七号に規定するものをいう。第八条において同じ。）から発せられた火災が発生した旨の信号を受信して、補助的に火災警報を発する装置をいう。

（他の住宅との共用部分）

第三条 令第五条の七第一項第一号の総務省令で定める他の住宅との共用部分は、令別表第一五項口に掲げる防火対象物又は（十六）項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もつぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分とする。

（住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置すべき住宅の部分）

第四条 令第五条の七第一項第一号八の総務省令で定める住宅の部分は、次のとおりとする。

一 令第五条の七第一項第一号イに掲げる住宅の部分が存する階（避難階）（建築基準法施行令（昭和二十

五年政令第三百三十八号)第十三条の三第一号に規定する避難階をいう。次号において同じ。)から上方に数えた階数が二以上である階に限る。)から下方に数えた階数が二である階に直上階から通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下同じ。)の下端(当該階段の上端に住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号。以下「感知器等規格省令」という。))第二条第一号に規定するものをいう。以下「感知器」という。)が設置されている場合を除く。)

二 令第五条の七第一項第一号イに掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第四号に規定する居室をいう。次号において同じ。)が存する最上階(避難階から上方に数えた階数が二以上である階に限る。)から直下階に通ずる階段の上端

三 令第五条の七第一項第一号イ若しくはロ又は前二号の規定により住宅用防災警報器又は感知器が設置される階以外の階のうち、床面積が七平方メートル以上である居室が五以上存する階(この号において「当該階」という。)の次に掲げるいずれかの住宅の部分

イ 廊下

ロ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端

ハ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端  
(閉鎖型スプリンクラーヘッド)

第五条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内のものとする。

(設置の免除)

第六条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定めるときは、スプリンクラー設備(前条に定める閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)又は自動火災報知設備を、それぞれ令第十二条又は令第二十一条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときとする。

(住宅用防災警報器に関する基準)

第七条 令第五条の七第二項の規定により、第三条から前条までに規定するもののほか、住宅用防災警報器の設置及び維持に関し住宅における火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

一 令第五条の七第一項第一号ロに定める階段にあつては、住宅用防災警報器は、当該階段の上端に設置すること。

二 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分(天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この号において同じ。)の次のいずれかの位置に設けること。

イ 壁又ははりから〇・六メートル以上離れた天井の屋内に面する部分

ロ 天井から下方〇・一五メートル以上〇・五メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

- 三 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、一・五メートル以上離れた位置に設けること。
- 四 住宅用防災警報器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別のもので設けること。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
令第五条の七第一項第一号イ及びロ並びに第四条第一号、第二号並びに第三号ロ及びハに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器
第四条第三号イに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器又は光電式住宅用防災警報器

- 五 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。
- 六 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されて



いること。

七 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。

八 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

九 自動試験機能を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

十 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(住宅用防災報知設備に関する基準)

第八条 令第五条の七第二項の規定により、第三条から第六条までに規定するもののほか、住宅用防災報知設備の設置及び維持に関し住宅における火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

一 感知器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分

感知器の種別

<p>令第五条の七第一項第一号イ及びロ並びに第四条第一号、第二号並びに第三号ロ及びハに掲げる住宅の部分</p>	<p>光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第二条第九号に掲げるものうち、感知器等規格省令第十七条第二項で定める一種又は二種の試験に合格するものに限る。この表において同じ。）</p>
<p>第四条第三号イに掲げる住宅の部分</p>	<p>イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第二条第八号に掲げるものうち、感知器等規格省令第十六条第二項で定める一種又は二種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器</p>

二 受信機は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

三 令第五条の七第一項第一号に定める住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設け

ること。

四 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるよう措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

五 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること。

イ 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。

ロ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

六 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。

2 前条第一号から第三号まで、第五号、第九号及び第十号の規定は感知器について、同条第六号から第八号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

## 附 則

この省令は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十五

号)の施行の日(平成十八年六月一日)から施行する。